

## 第10回輸入手続の所要時間調査について（案）

財務省関税局・税関におきましては、従来から適正な通関を確保しつつ、輸入手続全体の一層の迅速化を図るため、種々の施策を講じてきたところでありますが、今後とも、種々の施策を推進していくうえでの参考とするため、平成21年3月の第9回調査に引続き、今般、下記要領により第10回輸入手続の所要時間調査を実施することといたしました。つきましては、通関業者及び輸入者の皆様には、前回調査と同様のご協力を賜りますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 調査対象期間

平成24年3月12日（月）から3月18日（日）までの1週間

#### 2. 調査対象官署

- (1) 海上貨物・・・南港出張所
- (2) 航空貨物・・・関西空港税関支署

#### 3. 調査内容

調査対象申告に係る貨物について、以下の各段階における所要時間及び長時間を要した理由を把握し、総所要時間について調査するものです。

##### (1) 税関手続（調査票Ⅰ）

入港 → 保税地域への搬入 → 輸入申告 → 輸入申告書提出 → 書類審査終了 → （検査開始 → 検査終了） → 輸入許可 → 保税地域からの搬出

##### (2) 関税法以外の法令（他法令）の手続（調査票Ⅱ）

他法令の許可申請書等の提出 → （検査開始 → 検査終了） → 許可・承認等

#### 4. 調査対象申告及び選定方法

(1) 実施期間内にシステム（NACCS）により輸入申告（申告種別がIC・HKA・HTA及びBP並びにマニフェスト通関貨物に限ります。）及び特例輸入申告（申告種別がHKまたはHTのもの）が行われたものから、無作為に抽出した申告を調査対象として選定します。

(2) 調査対象申告の選定方法は以下のとおりとします。

なお、場合によっては、その方法を変更することがあり得ますが、その際には改めてお知らせいたします。

#### 【一般申告】

##### ① 南港出張所

調査期間中に輸入申告したもののうち、申告番号の9～10桁目が「00」、「11」、「22」、「44」、「66」の申告を調査対象とします。

##### ② 関西空港税関支署

調査期間中に輸入申告したもののうち、申告番号の9～10桁目が「33」の申告を調査対象とします。

## 【特例輸入申告】

### ① 南港出張所

調査期間中に特例輸入申告したものすべての申告を調査対象とします。

### ② 関西空港税関支署

調査期間中に特例輸入申告したものすべての申告を調査対象とします。

## 5. 調査票の記載について

調査票は、「調査票の記載要領」及び「各段階において長時間を要した理由表」に基づき、税関（又は関係省庁）が記入する項目（調査票に※を付した項目）以外は、通関業者、輸入者の皆様に記入していただくこととなります。

なお、前記3(2)の他法令の手續に係る所要時間及び長時間を要した理由については、「調査票の記載要領」によるほか、以下のとおり処理願います。

### (1) 植物防疫法、家畜伝染病予防法、食品衛生法

通関業者（又は輸入者）は、調査対象となった輸入申告に係る貨物が上記三法に該当する場合は、調査票に検査合格等の証明書を発行した植物防疫所名、動物検疫所名又は食品等輸入届出済証を発行した検疫所名及び申請番号、検疫証明書番号又は届出受付番号を記入し、当該調査票を輸入申告書の提出の際に併せて提出して下さい。ただし、輸入申告の際に植物防疫所、動物検疫所又は検疫所への申請が行われていない場合等輸入申告書提出時に当該内容を記載することができない場合には、通関業者（又は輸入者）による記載は不要とし、証明書が発行され、税関にそれが提出された際に、税関において当該内容を記載します。

### (2) その他の他法令

上記5.(1)以外の他法令の所管官庁の担当官は、所管法令に基づく許可書、承認書等の余白部分に必要事項を記載のうえ、申請者に返却しますので、通関業者（又は輸入者）は、当該許可書、承認書等に基づき必要事項を調査票に記入し、当該調査票を当該貨物の通関官署に輸入申告書とともに提出して下さい。

#### 問合せ先

業務部通関総括第1部門	TEL 06-6576-3313, 3314
南港出張所通関総括第1部門	TEL 06-6614-5350, 5362
関西空港税関支署通関総括第1部門	TEL 0724-55-1741, 1742